

みやま市省エネ家電買替応援キャンペーン

Q&A

① 事業の概要について

Q①-1 いつ購入した省エネ家電が対象になりますか？申請の受付はいつから始まって、いつまでですか？

☞ A①-1 令和6年4月1日から令和6年9月30日までに購入したものが補助の対象となります。

Q①-2 令和6年4月1日よりも前に購入した物を令和6年4月1日以降に設置した場合は対象となりますか？

☞ A①-2 対象となりません。購入対象期間（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）に購入し、取付まで完了したものが対象となります。また、購入対象期間内に購入した物であっても、取付が申請受付期間（令和6年4月12日から令和6年10月11日まで）外になった場合も補助の対象外となりますのでご注意ください。

Q①-3 みやま市外の店舗で購入した物でも補助の対象となりますか？

☞ A①-3 補助の対象となりますが、みやま市内の店舗で購入いただくと、補助額が10,000円分上乘せとなりますので、みやま市内での購入も是非ご検討ください。

Q①-4 買替えではなく新たに購入した場合も補助対象となりますか？

☞ A①-4 対象となりません。補助の申請時に買替前の家電を処分した証明として「家電リサイクル券（排出者控）」の写しの添付が必要となります。

Q①-5 リユース品（中古品）や展示品の購入は補助対象になりますか？

☞ A①-5 対象になりません。補助の対象は、新品の未使用品のみとなります。

Q①-6 古い家電を1台処分し、新たに2台購入した場合はどちらも補助対象になりますか？

☞ A①-6 この場合、一台については「買換え」、もう一方は「買い増し」と判断されるため、どちらか一方のみ補助の対象となります。

Q①-7 世帯主がテレビを、同一世帯の配偶者がエアコンの買換えをしましたが、どちらも補助の対象となりますか？

☞ A①-7 この補助の申請は1世帯1回のみとなりますので、いずれか一方が補助の対象となります。

Q①-8 みやま市外在住の子供が、みやま市内在住の両親の為にエアコンを買いました。この場合は対象となりますか？

☞ A①-8 対象となりません。省エネ家電の「買換えを行う者（購入者）」が補助の申請時にみやま市内に住民票を有すること、加えて自らの自宅の家電買替を行うことが補助の条件となっています。

Q①-9 みやま市に引っ越して来る前に購入した家電製品は対象となりますか？

☞ A①-9 みやま市での住民登録前に購入したものであっても、この補助金の申請時において、みやま市に住民登録され、対象者の要件及び対象品の要件など各種要件を満たしていれば補助の対象となります。

Q①-10 自宅以外家電の買換えは補助対象となりますか？

☞ A①-10 補助の対象とはなりません。自らが居住する自宅に設置する場合に対象となります。なお、「自らが居住する住宅」とは、申請者の生活の実態に関わらず、住民票に記載される住所となります。

Q①-11 インターネットで購入した省エネ家電は補助の対象となりますか？

☞ A①-11 インターネット販売を含む通信販売も補助の対象となります。ただし、購入対象期間（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）に購入し、取付まで完了したものが対象となります。また、購入対象期

間内に購入した物であっても、取付が申請受付期間（令和6年4月12日から令和6年10月11日まで）外になった場合も補助の対象外となりますのでご注意ください。

Q①-12 インターネットを通じて省エネ家電を購入しましたが、メーカー保証書に販売店の記載がなく空白のままです。また、領収書を発行して貰えませんでした。この場合、申請の添付書類はどうしたらいいのでしょうか？

☞ A①-12 申請書に添付する「領収書の写し」については、通信販売業者が発行する「納品書兼領収書」で代替可能です。また、メーカー保証書については購入された省エネ家電の型番の確認等に使用しますので空白のままでも結構です。そのままお持ちください。

② 対象家電について

Q②-1 エコキュートは補助の対象となりますか？

☞ A②-1 補助の対象となりません。補助の対象は「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫」の3種のみであり、それぞれの目標年度において省エネ基準を達成している機種に限られます。

Q②-2 チューナーレステレビ（テレビジョン放送の受信機能がないもの）は、補助の対象となりますか？

☞ A②-2 補助の対象となりません。補助の対象となる「テレビ」については「テレビジョン受信機」としているため、テレビジョンの受信機能がないものは補助の対象外となります。

Q②-3 パソコンのモニターは、補助の対象となりますか？

☞ A②-3 補助の対象となりません。補助の対象の「テレビ」とは、「テレビジョン受信機能」を有するものとなっています。

Q②-4 省エネ基準達成率の確認は、どのようにしたら良いですか？

☞ A②-4 店頭に表示されている製品ごとの「統一省エネラベル」において確認できます。また、「省エネ型製品情報サイト」でも確認できます。

【統一省エネラベル】（見本）



【省エネ型製品情報サイト】



(<https://seihinjyoho.go.jp/>)

Q②-5 店頭での表示では「目標年度」が確認できません。どうしたら良いですか？

☞ A②-5 購入店にご確認いただくか、前述の「省エネ型製品情報サイト」にてご確認ください。

Q②-6 購入するエアコンは、「目標年度2023年度」に対する省エネ基準達成率が100%以上ですが、補助の対象になりますか？

☞ A②-6 対象になるエアコンは、「目標年度2027年度」に対する省エネ基準達成率が100%以上の製品になります。目標年度が2023年度で100%以上であっても、目標年度2027年度では100%未満の製品も存在します。この場合は、補助の対象外となりますので、必ず最新の「目標年度」における省エネ基準達成率をご確認ください。

Q②-7 冷蔵庫を廃棄し冷凍冷蔵庫を購入しましたが、補助対象になりますか？

☞ A②-7 補助対象になりません。廃棄した家電製品と同一家電への買換えが補助の要件となっています。またさらに、冷蔵庫は補助対象家電ではありませんので、ご注意ください。あくまでも「冷凍冷蔵庫」のみが補助対象となります。

③ 助成額について

Q③-1 補助金は現金で受け取ることはできますか？

☞ A③-1 できません。今回の補助は、デジタル地域通貨「みやまん・コイン」にて行います。みやま市内での消費行動を促し、経済循環による経済効果を創出するのが狙いとなっています。

Q③-2 設置工事費や配送料は補助の対象になりますか？

☞ A③-2 補助の対象になります。補助の対象となる費用は、省エネ家電の購入費・設置工事費・配送料まで含みます。ただし、いずれも消費税及び地方消費税は含みませんのでご注意ください。

Q③-3 省エネ家電への買替えにあたり、貯まっていたポイントで値引きを受けました。この場合、補助の対象となるのは値引き後の価格ですか？

☞ A③-3 補助の対象となるのは、ポイントやクーポン利用による値引き前の本体価格となります。ただし、消費税額は含みませんのでご注意ください。

Q③-4 補助額はどのように計算されるのですか？

☞ A③-4 以下の計算式により算出します。

$$\underline{(\text{省エネ家電本体価格 (税抜)} + \text{設置工事費 (税抜)} + \text{運送料 (税抜)}) \times 1 / 2}$$

この計算式により算出された金額の1,000円未満は切捨てとなります。

複数の省エネ家電への買替えを行う場合も、同様に計算し補助額を算出します。上限は最高30,000円分の「みやまん・コイン」となります。

また、みやま市内の店舗にてお買い上げいただいた場合、無条件で前述により算出された補助額に10,000円分を上乗せとなりますので、みやま市内の店舗での購入をご検討ください。

Q③-5 この補助で付与されるデジタル地域通貨「みやまん・コイン」には有効期限がありますか？

☞ A③-5 あります。有効期限は、「**2025（令和7）年2月28日（金曜日）**」までとなります。付与を受けた時期に関係なく、一律同じ有効期限になりますのでご注意ください。